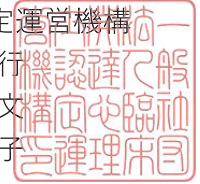


2021年3月19日

臨床発達心理士 資格有効期間の延長について

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
代表理事 星 茂行
資格認定委員長 相澤 雅文
SV 資格認定委員長 木原久美子



2020年度現在で臨床発達心理士および同スーパーバイザーの資格を有している者に対し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連する「資格有効期間延長の特例」（2020年7月）を適用し、資格有効期限を次のように延長します。

お手元の臨床発達心理士認定証 記載の有効期限	延長後の有効期限
2021年3月31日	2022年3月31日
2022年3月31日	2023年3月31日
2023年3月31日	2024年3月31日
2024年3月31日	2025年3月31日
2025年3月31日	2026年3月31日

- ※ 2020年10月8日以降に再発行された「臨床発達心理士認定証」「臨床発達心理士証（IDカード）」記載の有効期限は、延長後の有効期限が印字されています。
- ※ 資格更新延期の方は、資格更新特別措置の期限が一年延長となります。

なお、この件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。
一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-20-12 山口ビル 8F
Email: shikaku@jocdp.jp FAX: 03-6304-5705